

# とっとり型の保育のあり方研究会報告書

平成28年12月28日

とっとり型の保育のあり方研究会

# 目次

<b>1 はじめに</b> . . . . .	1
<b>2 鳥取県における保育の現状と課題</b> . . . . .	1
(1) 鳥取県における保育の現状 . . . . .	1
ア 出生数の状況 . . . . .	2
イ 保育料無償化に関する国及び鳥取県の動き . . . . .	3
ウ 市町村における在宅育児世帯への支援の動き . . . . .	4
エ 自然保育の現状 . . . . .	4
(2) 課題 . . . . .	5
<b>3 在宅育児世帯への支援</b> . . . . .	5
(1) 在宅育児世帯への支援の検討 . . . . .	5
ア 関係者からのヒアリングの結果 . . . . .	5
イ 県政参画電子アンケートの結果 . . . . .	7
(2) 在宅育児世帯への支援制度と留意点 . . . . .	7
<b>4 自然保育の推進</b> . . . . .	8
(1) 児童の自然体験活動の状況 . . . . .	8
ア 保育所・幼稚園等に対するアンケート（1） . . . . .	8
イ 保育所・幼稚園等に対するアンケート（2） . . . . .	8
ウ 保護者に対するアンケート . . . . .	9
(2) 新たな自然保育の推進 . . . . .	9
ア 関係者からのヒアリングの結果 . . . . .	9
イ 保育所・幼稚園等における自然体験活動に対する認証制度の創設 . . . . .	11
ウ 認証制度と財政支援の関係 . . . . .	12
(3) 今後の展開と期待される効果 . . . . .	12
<b>5 おわりに</b> . . . . .	12
<b>参考資料</b> . . . . .	13

## 1 はじめに

鳥取県では、豊かな自然や地域での強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指し、平成22年に「子育て王国鳥取県」を宣言し、平成26年3月には、「子育て王国とっとり条例」を制定し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようになるよう、市町村と協力しながら子育て支援施策を進めている。

積極的な子育て支援の取組により、平成20年に1.43にまで下がっていた合計特殊出生率は、平成27年には1.65まで回復してきており、今までの取組の成果が徐々に実感できるようになってきた。

子育て支援の取組の一つとして保育料の軽減策を進めている一方で、保育所等を利用しない世帯（以下「在宅育児世帯」という。）に対しても一定の支援が必要ではないかとの意見が寄せられている。

また、鳥取県の豊かな自然を活かして保育・幼児教育を進めている「森のようちえん」に対して認証制度を設け、運営費等の支援を行ってきているが、森のようちえんだけではなく、保育所、幼稚園、認定こども園等においても、日々保育士や幼稚園教諭の方々々が創意工夫して、鳥取県の自然環境を活かした保育・幼児教育を展開しており、これらの自然保育の取組を推進することが課題となっている。

こうした中、これまで本県が先進的に取り組んできた保育施策の成果と課題を取りまとめ、鳥取県の特徴を生かした保育、幼児教育の方向性、あり方を研究するため、本研究会を立ち上げ、ヒアリングやアンケートを実施しながら、7回にわたり議論を進めてきた。

今後、本研究会の報告を受けて、県や市町村において十分な議論が重ねられ、鳥取県における子育て支援がさらに充実し、施策が促進されることを期待して、次のとおり報告する。

## 2 鳥取県における保育の現状と課題

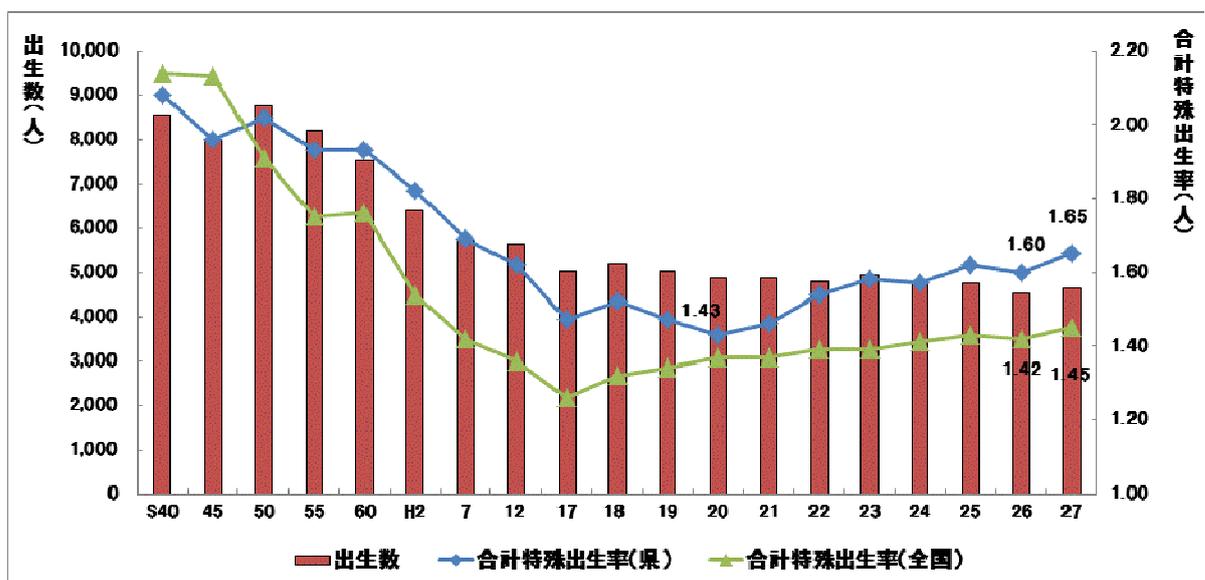
### (1) 鳥取県における保育の現状

#### ア 出生数の状況

- 鳥取県内の出生数は、平成20年以降4,000人台を推移しているが、平成27年には4年ぶりに対前年比97人の増となり、平成20年に1.43まで下がっていた合計特殊出生率は、平成27年には1.65と上昇し、全国7位の順位となっている。

このように合計特殊出生率は回復傾向にあるが、平成18年と比べると依然として出生数は少ない状況にある。

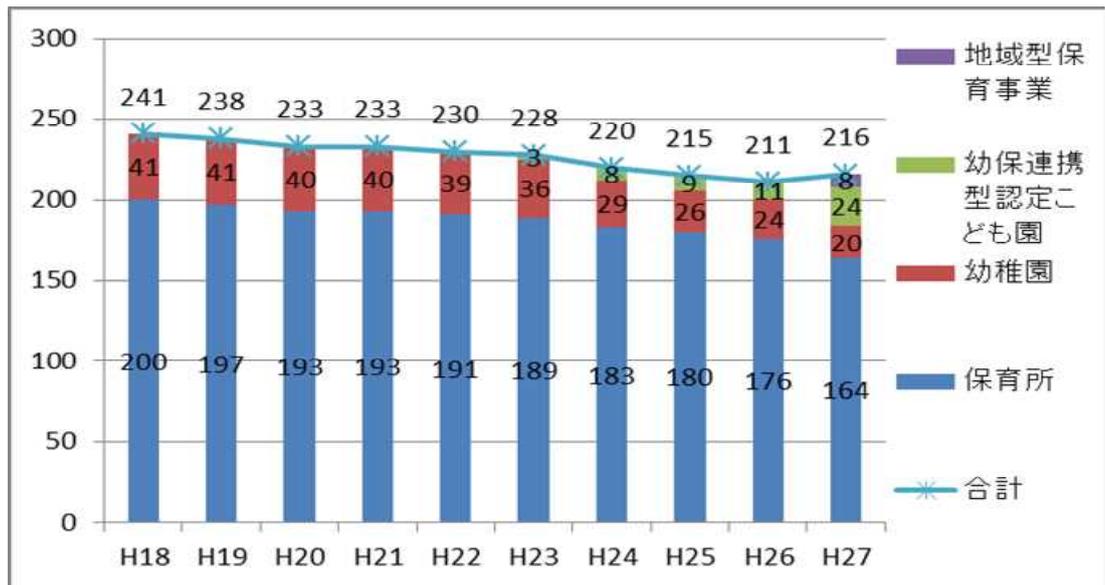
#### <出生数と合計特殊出生率の状況>



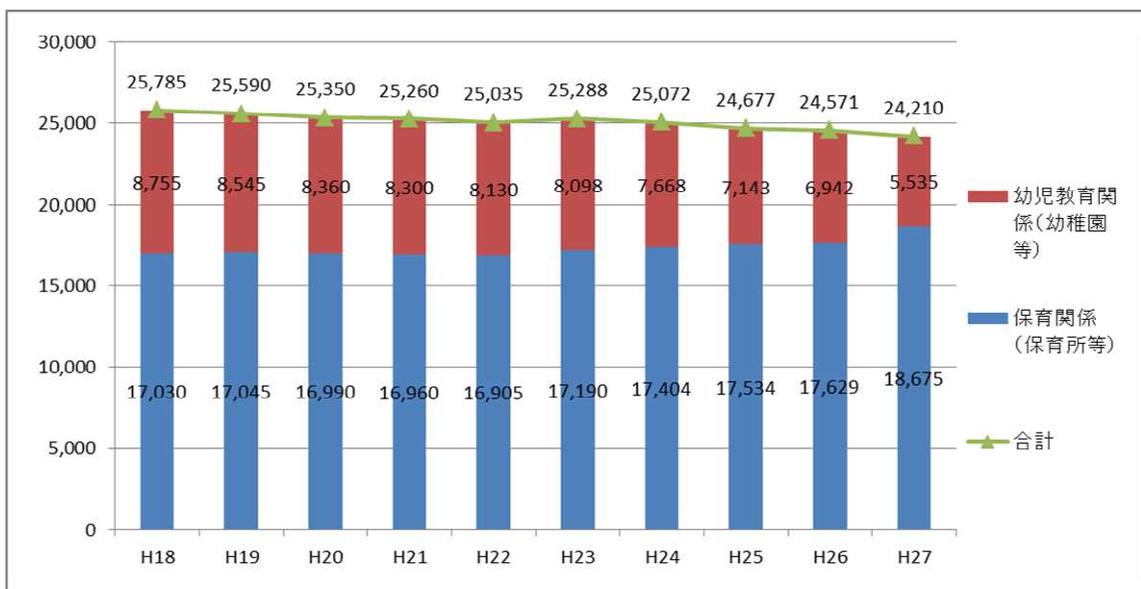
- 出生数の低下に併せて、保育所、幼稚園等の全体の定員数も平成18年は25,785人あったが、平成27年には24,210人と1,575人減少しており、施設数も241施設から216施設と減少している。

一方で、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に併せて潜在的ニーズも含めた保育ニーズに対応するため市町村が保育の受け皿を整備していることから、保育関係の定員数（子ども・子育て支援法第2号及び第3号の「家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された子ども」に対応する数をいう。）は、増加している。

<保育所、幼稚園、認定こども園等の施設数>



<幼児教育・保育関係の定員数>



※子育て応援課調べ

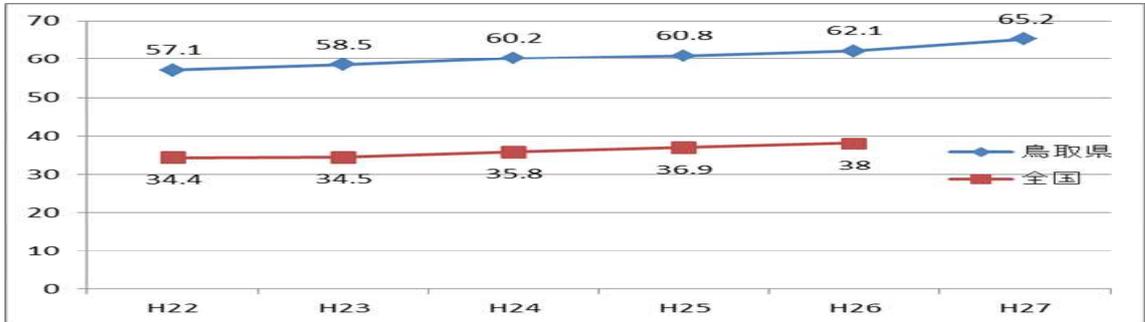
- また、県内の保育所利用率についても年々増加しており、平成22年は57.1%であったが、平成27年には65.2%と8.1%上昇しており、全国の保育所利用率と比較しても高い状況となっている。

0歳から2歳までの低年齢児の保育所利用率についても、0歳児の保育所利用率は平成2

2年に25.9%であったのが平成27年には31.9%と6%上昇し、1・2歳児の保育所利用率も平成22年に54.1%であったのが平成27年には64.2%と10.1%上昇しており、全国の利用率と比較しても高い状況となっている。

<県内の保育所利用率>

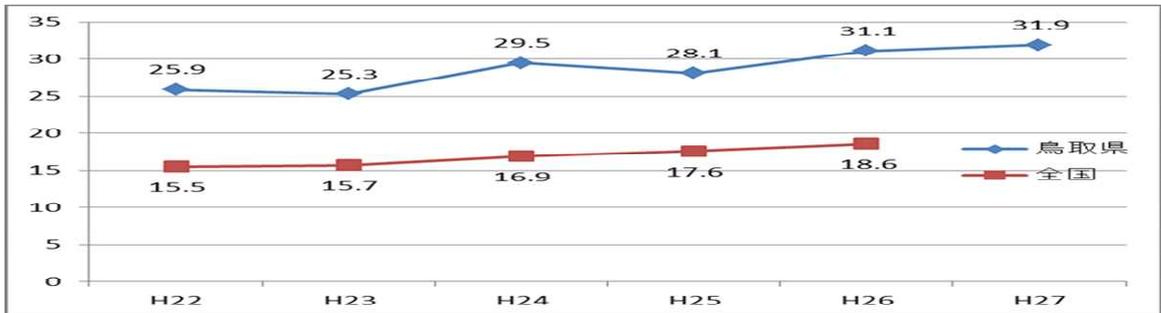
(%)



<低年齢児の保育所利用率>

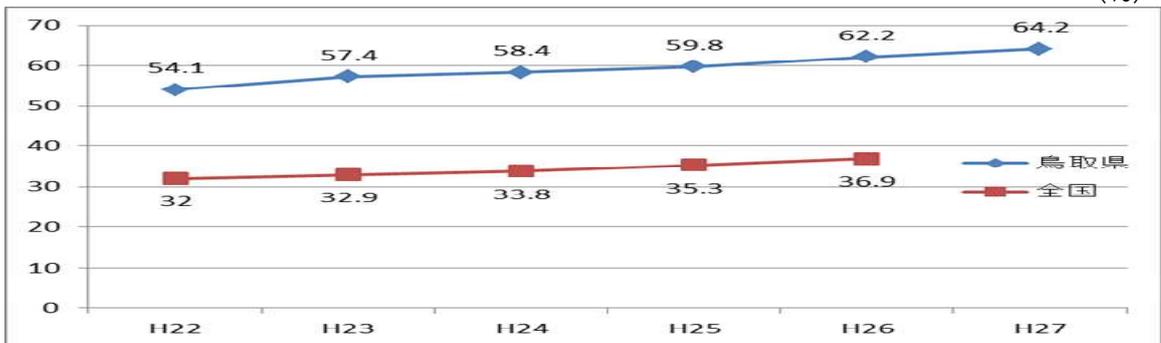
・0歳児の保育所利用率

(%)



・1・2歳児の保育所利用率

(%)



※子育て応援課調べ

イ 保育料無償化に関する国及び鳥取県の動き

- 平成24年の総選挙において、自民・公明両党が、幼児教育無償化を公約に盛り込み、政権交代後、幼児教育無償化の議論が本格化し、平成25年6月に「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」において、平成26年度からの段階的無償化が提言された。
- 鳥取県では市町村と協力して平成6年から保育料の軽減施策を進めてきたが、国の議論や地方創生の流れなどを受け、県議会でも保育料の無償化について質問がされるようになり、各市町村の意向や国の無償化の拡充状況、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせた対応などを踏まえながら、国に先んじて、県独自の保育料軽減（無償化）制度として、平成26年4月から中山間地域保育料無償化事業を、平成27年9月から第3子以降保育料無償化を、

平成28年4月から第1子と同時在園の第2子（所得制限あり）の保育料無償化を実施している。

<保育料軽減施策に係る経緯>

時期	内容
H6～	・多子世帯保育所保育料軽減（3歳未満の第3子以降の保育料を3分の1に軽減）の開始
H11～	・多子世帯保育所保育料軽減の年齢制限を撤廃
H25	・6月議会、9月議会で第1子からの保育料無償化に関する質問 ⇒市町村への意向を調査 ・第1子からの無償化 →財政負担の大きさや入所希望者の増等により大多数が否定的 ・第3子以降の無償化を検討 →財政負担等から無償化は困難との市町村あり ・一方、中山間地域の町では、定住促進策として取組みたい意向
H26.4	・市町村の意向を受けて「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」を創設
H26.秋以降	・地方創生の動きを踏まえ、市町村と改めて第3子以降の保育料無償化を協議
H27.4	・知事マニフェストに第3子以降保育料無償化 ・制度案を市町村に提示
H27.5	・知事と市町村長が行政懇談会で合意
H27.9	・「第3子以降保育料無償化事業」を創設
H27.12	・国の平成28年度当初予算において保育料無償化制度の拡充が提示
H28.1	・国の拡充により県の保育料軽減制度の経費が一定程度減少 →浮いた財源を活用した独自の保育料拡充策を市町村と協議 ・国の拡充が低所得世帯を対象 →低所得世帯の第1子と同時在園の第2子の保育料無償化で調整 ・知事と市町村長が行政懇談会で概ね合意
H28.4	・第1子と同時在園の第2子の保育料無償化（所得制限あり）を開始

ウ 市町村における在宅育児世帯への支援の動き

○ 県が市町村と協力しながら保育料の無償化を進める中、平成27年度の県・市町村行政懇談会の場で、在宅育児世帯へも支援が必要との意見があり、平成27年度までに3町が、平成28年度からはさらに3町が、在宅育児世帯への現金給付を独自に行っており、在宅育児世帯への経済的支援の動きが拡がりを見せている。

○ なお、各町の経済的支援の取組は、それぞれ対象、期間、額などが異なり、独自の制度を運用している。

<在宅育児世帯に対し経済的支援を行っている市町村>

若桜町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、大山町、伯耆町

各町の取組>>>参考資料3

エ 自然保育の現状

○ 県土のうち74パーセント※が森という本県の恵まれた環境を活かして、森、里山等の自然環境を中心として野外での保育等を行う園（いわゆる森のようちえん）を自然保育を行う園として認証する基準等を定め、県は独自で認証している。

※出典：平成27年度版 鳥取県林業統計より

○ 一方で、従来から保育所、幼稚園、認定こども園等のそれぞれの園で保育士・幼稚園教諭等が創意工夫しながら、身近な自然を活かした保育・幼児教育を行っており、鳥取県の豊か

な自然を生かした特色ある保育として、これらの取組を一層推進していくことが望まれる。

＜現在の自然保育に取り組む保育所・幼稚園等への支援施策＞

平成26年度から「自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業」として、保育所、幼稚園等における定期的な野外活動を支援することで、子ども達が自然に触れる機会を増やし、「豊かな自然」を活かした子育て環境の充実を図ることを目的に、県内で野外活動（森の中の散策、生き物観察、川遊び、農作業体験、雪遊びなど）を定期的に行う場合に必要経費の一部を補助している。>>>参考資料7（P.23）参照

## （2）課題

- 保育所等の利用世帯に対しては、保育料負担軽減という形で経済的支援を推進しているが、より広い世帯への子育て支援を求める声がある。
- 森のようちえんだけではなく、保育所、幼稚園、認定こども園等においても、日々保育士や幼稚園教諭の方々が創意工夫して、県の自然環境を活かした保育・幼児教育を展開しているが、これらの自然保育の取組を広く周知し、推進することができていない。

## 3 在宅育児世帯への支援

### （1）鳥取県の在宅育児世帯への支援の検討

本研究会では、在宅育児世帯への支援について、関係者からのヒアリングと県政参画電子アンケートを実施し、これらをもとに、支援の是非、課題、制度内容などを検討してきた。

#### ア 関係者からのヒアリングの結果

在宅育児世帯への支援に関して関係者から支援した場合の良い面、課題などに関してヒアリングを実施したところ、その結果の概要については、次のとおりであった。

##### ＜保育士＞

- ・支援すれば、経済的に余裕がでて、乳児期に子育てに専念でき、親の選択肢も増える。
- ・一方で、保育士は支援が必要な家庭に気づき専門機関とのパイプ役を果たしており、育児が孤立化してしまう危険性がある。
- ・孤立化の危険性がある家庭に、保育士が訪問し、発達に関するアドバイス、サポート、相談相手となったり、必要に応じて専門機関へつなげたりするなどの保護者支援や子どもの発達保障ができる体制が必要となるのではないかと。
- ・経済的支援については、支援を有効に活用できない家庭もあると思う。
- ・本当に現金支給がよいのか、金券のようなものもよいのではないかと。
- ・金券やパスポート券にし、保育園一日預かり券やおむつ券、ファミサポ利用券など柔軟な券の方がよいのではないかと、支援の幅を広げ、家事ヘルパー・ファミサポの内容の柔軟化、ベビーシッターなど家庭に入ってサポート出来る体制を整えることで家事の負担も軽減されて子育てに向き合う時間が確保できるのではないかと。

##### ＜保健師＞

- ・母子保健と共同で妊娠期から子育て期まで一貫した母子保健サービスと児童福祉サービスを提供しながら子育て支援を行っている。特に関わりが必要な家庭においては、家庭訪問や親子教室、発達相談などで子育てを応援している。
- ・乳児を在宅で育児することは、母乳栄養の継続、子どもにあった個別の離乳食の提供が可能となる。また、子どもに合った子育て（子どものやりたい等の気持ちを保護者がキャッチできる環境での子育て）が可能になるのではないかと。そして、親の時間的なゆとりや社会のストレスにさらされないことによる精神的なゆとりが子育てにも好影響を及ぼすと考える。
- ・乳児を在宅で育児することで配慮しなければならない点としては、特別の支援を要する子どもにあっては集団保育（保育所等への入所）が望ましいがそれが困難になるのではないかと。という点と、親が孤立しないための配慮や支援策が必要であるということである。

### <子育て支援センター>

- ・子育てに関する情報が得られ、保護者同士の交流を図ることができ、子育てについて気軽に相談できる場を提供している。
- ・子育て支援センターの目的としては、子育て中の保護者同士ふれあう機会を通じて、育児に自信を持ち、地域との交流の機会を持ってもらうことである。
- ・子育て支援センターでは、保護者からの相談項目に沿って統計をとっており、1番多い項目として、「子どもとの関わり方について」、次に「食事に関すること」となっている。
- ・内容としては、子どもとの関わり方がわからないといったことが一番多く、周りに子育てについて相談する相手が少ないなどの状況があるように感じる。
- ・セミナーに参加し、他の保護者と会話をすることで、悩みを共有したり、聞いてもらうことで不安解消となったという声もある。
- ・情報化社会であることから、様々な情報があり過ぎて、どれを信じて良いかわからず困ってしまうことがあるようだが、セミナーや保護者同士で話をするすることで、安心できる。
- ・子育て支援センターとしては、初めて来られる方には必ず声をかけ、一人にしないようにして、そこから保護者同士のつながりを作って孤立化を防ぐように考えている。
- ・1歳過ぎてても家庭で保育をしたいという思いの方もいるが、職を失うおそれから1年を待たずに復帰する保護者もおり、企業側への意識啓発も大切ではないかと感じる。

### <在宅育児世帯を支援している市町村>

- ・就労環境の違い（育児休業給付金の有無）に関わらず、子どもは育てなければならないものであり、育児休業給付金のない保護者であっても養育支援として現金給付を行うことによって、できるだけ家庭で保育して、子どもの愛着形成を図ってもらいたいということ、それと乳児の入所の増加による保育士確保の苦労が事業創設の経緯である。
- ・年度当初の低月齢児の入所率が下がり、効果は認められた。また、副次的に近隣からの移住が増えた。
- ・乳児期の入所は保護者の就労支援という目的もあるが、その後の子どもの発達への影響も見極めなければならない。
- ・ばらまきだと言われたこともあるが、他団体からの照会が多い。

### <経営者協会>

- ・当協会の業務としては、セミナー、講演会、研修会の開催事業、労働問題の相談、調査研究、情報提供、春季労使交渉、賃金調査などを行っている。
- ・経営者としては、よりよい人材を確保するため、子育て支援を含めた育児休業制度等の充実が経営課題の1つであると認識している。
- ・労働者にとって働きやすい職場環境を提供することは企業の活性化と発展に結びつく。
- ・中小零細企業の子育て支援について行政による対応が必要ではないか。
- ・在宅育児世帯への支援ではなく、保育所入所に係る経済的支援が公平性、平等性に合致するのではないか。
- ・在宅育児世帯への支援のみでは、職場復帰が遅れる要因になるおそれがある。

### <とっとり女性活躍ネットワーク会議>

- ・この頃は、男性も育児休暇を取得して育児していることもあり、「女性を家庭に」というイメージはわからないのではないか。鳥取県の出生率向上等の全体の施策から見ると家庭内保育への行政支援という施策があっても良いと思う。
- ・1年程度ゆっくり育児に関わりたいというニーズもあるのではないか。授乳等の場面を想定した場合には、1年程度自宅で子育てができることは良いと思う。
- ・離職を選択して育児する人に対しても、何らかの支援が必要ではないか。
- ・育児休業の取得の対象とならない人を育児休業が取得できるようにすることを考えないと出生増とならないのではないか。
- ・離職誘導にならないようにしないといけないと思う。

- ・育児により職場を離れる期間が長くなる（3年間など）と、キャリア形成や職場復帰が困難になるのではないか。
- ・働きながら育児するためには、やはり保育所の整備が急務である。

## イ 県政参画電子アンケートの結果

県民の育児の状況、在宅育児世帯への経済的支援に対する賛否などに関してアンケートを実施したところ、その結果の概要については、次のとおりであった。

### ① 調査概要

- ・実施期間 平成28年7月25日から平成28年8月8日（月）まで
- ・対象 県政参画電子アンケート会員（929名）
- ・回答数 740名（回答率 79.7%）

### ② 結果概要

- ・子育て中の方や子育て経験者では、自分で育てたいという理由から一定の年齢になるまでは在宅で育児をされている方が多く、保護者としては一定の年齢になるまで自分で育てたいという希望がある。  
一方で、経済的な理由やキャリア形成と子育ての両立、会社からの職場復帰の要請から0歳児から保育所に入園させたという方もあった。
- ・これらの状況は、現在子どもがいない方で将来の育児を考えられている方も同様の結果であった。
- ・約7割が在宅育児家庭への経済的支援に対して、自宅での子育てにもお金がかかる、保育所利用世帯の公平性などから「行くべき・どちらというと思うべき」という回答であった。
- ・また、約6割が経済的支援により、少子化対策に効果が「ある・どちらかというところ」という回答であった。
- ・さらに、経済的な支援以外の必要な支援としては、「育児休業が取得しやすい職場づくり」が多く、また「孤立、育児不安、虐待の防止のためのサークル紹介など」「母子が孤立しない環境やサポート」が必要というヒアリングや研究会での議論と同様の意見もあった。

## （2）在宅育児世帯への支援制度と留意点

- 保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的に、在宅育児世帯への経済的支援の充実を図るべきである。
- なお、議論の過程では、親子の愛着形成や保育士不足、待機児童対策なども目的になりえるとの意見も出されたが、保育所を利用する家庭は愛着を形成できない、保育所利用を抑制するための施策といった意図しないメッセージの発信につながりかねないため、これらは目的としないことが適当である。
- 支援の手法としては、「現金給付」「現物給付」「サービスの利用料の負担軽減」が考えられるが、市町村により状況が異なることを踏まえ、市町村が地域の実情を勘案して手法を選択できる方式で、県は、在宅育児世帯の保護者を対象に、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う市町村を支援する。
- 支援の対象となる児童は、職場復帰への影響を懸念する意見も踏まえるとともに、育児・介護休業法による育児休業が原則として1歳未満とされていることにかんがみ、1歳までを対象とすることが適当と考えられる。なお、研究会においては、幼稚園入園年齢である3歳までとすべきとの意見もあったところであり、今後の運用状況や育児休業制度の動向も踏まえた上で、必要に応じて改めて検討する必要があると考える。

- 支援の対象については、アンケート等において、所得制限が必要という意見があったが、地域の実情に応じて市町村が所得制限の設定を判断することとし、また、保育所等を利用せずに祖父母等に子どもを見てもらう場合や届出保育施設に入所している場合であっても、保育所等を利用しておらず保育料無償化の対象となっていないことに変わりはなく、一定の費用が生じることを考慮し、対象に加えることが適当である。
- 在宅での育児は、不適切な養育や育児の孤立化が見えにくいという面がある。特に現金給付を行う市町村にあつては、個別給付による経済的支援と併せて、定期的な訪問、面談による状況把握、子育て世代包括支援センター（ネウボラ）※による相談支援や子育て支援センター、一時預かりの充実など、支援を必要とする家庭の把握及び支援を行い、在宅育児世帯の子育てを支える取組の充実を図ることが必要である。  
※子育て世代包括支援センター（ネウボラ）は、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援と各種サービスへつなぐワンストップ支援拠点であり、国として、平成32年度までの全市町村での設置を目指している。
- 保護者が希望する期間の育児休業を取得できるよう、企業の理解並びに行政として企業への意識啓発及び企業の職場環境の整備への支援が必要である。

## 4 自然保育の推進

本研究会では、新たな自然保育の推進について、関係者からのヒアリングと各保育所、幼稚園等と保護者に対するアンケートを実施し、これらをもとに、制度内容を検討してきた。

### (1) 児童の自然体験活動の状況

#### ア 保育所・幼稚園等に対するアンケート（1）

保育所、幼稚園、認定こども園等における自然体験活動の状況の調査を行った。

##### ①調査対象

- ・ 県下の保育所・幼稚園・認定こども園（209園）
- ・ 回答数134園 [保育所103園・幼稚園13園・認定こども園18園]（回答率64.1%）

##### ②実施時期

平成28年8月19日～31日

##### ③調査結果の概要

- ・ 自然体験活動として、ほとんどの園で、「森・野原の散策」、「農作業体験」、「生き物観察」、「雪遊び」を行っている。（生き物観察については、屋内外が不明）また、その他の回答では、園の周辺の散策が多い。実施回数は、年に数回、月に数回が多い。
- ・ ほとんどの園に近くに公園、田畑、里山などの自然体験活動が行える環境がある。
- ・ ほとんどの園が地域との交流を行っており、「地域の慣習行事への参加」、「園開放による交流」、「農作業体験の提供」などが多い。また、その他の回答として、高齢者施設・サークルとの交流が多い。
- ・ 今後の課題として、「安全性の確保が困難」、「職員に自然体験活動の経験・スキルが無い」といった意見が多い。

#### イ 保育所・幼稚園等に対するアンケート（2）

##### ① 調査対象

- ・ 県下の保育所・幼稚園・認定こども園（208園）
- ・ 回答数109園 [保育所83園・幼稚園9園・認定こども園16園]（回答率52.4%）

##### ② 実施時期

平成28年10月28日～11月7日（東部、西部地域）  
平成28年11月18日～12月7日（中部地域）

※中部地域については、鳥取県中部地震の発生を受けて調査時期をずらして実施

##### ③ 調査結果の概要

活動時間に係る基準について議論する中で、活動時間の実態の確認が必要となり、再度アンケート調査を行った。

- ・少し取組を強化することにより可能と考えられる週あたりの活動時間で最も多く、また概ね中間にあたる時間としては、クラス（年齢ごと）あたりでは2時間、園あたりでは6時間であった。
- ・自然体験活動の活動時間に関する基準を設定した場合に適切と考える活動時間の単位としては、「クラス（年齢ごと）あたり」は40.0%、「園あたり」は、49.0%であり、「その他」としては、「活動内容によりクラス・園あたりと使い分けがよい」との意見が多かった。
- ・これらの理由として、
  - ・「クラス（年齢ごと）あたり」は、「体力や経験に差があり活動に違いがあるため、クラスごとの方が取り組みやすい」、「クラスごとの方が活動時間の目安が分かりやすい」等があった。
  - ・「園あたり」では、「園の状況に合わせたり、園全体で進めていくには園単位がよい」、「異年齢での活動として取り組みやすい」等があった。

## ウ 保護者に対するアンケート

保護者の自然保育に対するニーズ・自然体験活動への意向を調査するため、保育所、幼稚園、認定こども園等の保護者を対象に調査を行った。

### ①調査対象

- ・園に対する調査において回答のあった園のうち、5歳児がいる園の中から各圏域ごとに市街地3園、郊外2園、農村2園の計21園を抽出（園の野外体験活動の頻度も考慮）
- ・抽出した園の5歳児数421人の保護者に対して園を經由して調査票を送付
- ・回答数145人（回答率34.4%）

### ②実施時期

平成28年9月2日～16日

### ③調査結果の概要

- ・ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行っていることを認知している。活動回数は、約半数が「年に数回」と認知している。
- ・ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことに対して肯定的である。
- ・ほとんどの保護者は、自然体験活動で子どもに変化があったと答え、主に見られた変化として「動植物や自然に対する興味・好奇心の向上」、「自発的に行動するようになった」、「友達と遊ぶ楽しさや思いやりを持つようになった」、「体力が付き、多少のケガでも我慢できるようになった」などの意見があった。
- ・また、子どもが自然体験活動を体験したことによる家庭での生活の変化では、「体験活動を通して、家族での会話が増えた」、「家族で自然を楽しむことが増えた」、「子どもが外で遊ぶことが増えた」などの意見があった。
- ・ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことを望んでおり、活動回数は「月に数回」が最も多く、認知している園の回数より多くの活動を望んでいる。

## (2) 新たな自然保育の推進

### ア 関係者からのヒアリングの結果

保育所、認定こども園、森のようちえん及び小学校における自然保育の取組を紹介してもらうとともに、自然保育の推進方策に関してヒアリングを実施したところ、その結果については、次のとおりであった。

#### <保育所>

- ・千代川や鳥取砂丘に近い土地にあり、水田や畑が周辺にある園である。
- ・保育理念として、子ども一人ひとりを大切に、豊かな人間形成を目指しており、「元気・やる気・笑顔、いろいろな体験を通し、仲間と共に」を保育テーマとしている。
- ・自然豊かな場所にあるので、子どもたちの探究心と少人数ならではの仲間との繋がりを育てることを目的として、先生2名、年長児4、5名のグループで散歩をする「ワクワク散歩」を始めた。
- ・「ワクワク散歩」で自然に触れ、地域の人を交流し、その体験を友達に伝え、自然を大切にするといった4つの点を大切にしている。

- ・地域の方と繋がりをもつようにしており、七夕では、山から笹をいただき運んだり、「ワクワク散歩」で一緒に出かけたりしている。
- ・子ども達は自然のあらゆるものから発見し、喜ぶ毎日を過ごしている。
- ・安全に安心して子どもたちに保育を提供するためには保育士が足りず、地域の方の協力、かわり、つながりが重要となっている

#### <認定こども園>

- ・周辺には倉吉市役所、博物館、観光地である白壁土蔵郡などが隣接しており、また、打吹山があり、日々の保育をそこで展開している。
- ・目指す子ども像として、①「よく覚え みんなと 楽しむ」、②「よく使い 上手に 片付けのできる子」、③「よく見 よく聴き 心を動かすことのできる子」を掲げており、自然体験活動では③を育て、内容として身近な自然の不思議や素晴らしさを知ることである。
- ・遊びを大切にしており、その中で子ども達に必要な力が身につくようにしている。
- ・乳幼児期の生きる力の根っこを育てることもテーマとして、取り組んでおり、五感力を育てるよう打吹山を中心として保育を展開している。
- ・地域の方から畑や田んぼを借りて、ジャガイモや稲などを栽培し、収穫をしたり、農家にお邪魔して牛舎の仕事体験などを行っている。
- ・平均すると週4時間程度、野外に出ているが、森のようちえんの認証基準である週10時間以上という基準は非常にハードルが高い。
- ・地域の人に声かけをし続けることよって地域とのつながりを途絶えないようにしており、地域の人に自然体験活動に協力してもらっている。

#### <森のようちえん>

- ・森のようちえんの特徴としては、自然の中で過ごすこと、見守る保育を行うことである。
- ・見守ることにより、その子の感性に寄り添い、自尊感情、自主性が育てられ、自主的主体的な子どもに育つものと考えている。
- ・また、丈夫な体をつくるということ、しなやかな心、柔軟な心を育むことがテーマである。
- ・自然の中でのびのびと保育を実施し、14カ所のフィールドにより、智頭町全体を使用するダイナミックな保育を実践している。
- ・保育所や幼稚園の先生は森での野外活動について良いものだとは認識しているが、森に対する知識やノウハウがないことから行えないという話を聞く。
- ・私たちのノウハウなどを保育所や幼稚園に伝えられたら、森での野外活動の推進につながるのではないかと思う。
- ・自然における危機管理や保育のノウハウを保育所に伝えるとともに、森のようちえんの取組をみてもらうなど、森のようちえんと保育所等が相互に交流して、それぞれの保育のやり方を学ぶ機会があると良い。
- ・県で既に自然保育に係る危機管理などの研修を行っており、また、発達障がいなどへの影響について研修を通して学んでいければと思う。

#### <小学校>

- ・野外活動としては、生活科、総合学習の時間で進めており、行事としては砂丘遠足などを実施している。
- ・これ以外にも地域の方、関係機関、団体にお世話になっている。
- ・本校の特徴である1年生から6年生までの縦割りグループ活動では、レクリエーション形式で地域を巡り、自然や地域のよさを改めて認識するような活動も行っている。
- ・地域と一緒にあって、花いっぱい運動にも取り組み、植物との関わりを大切にしている。
- ・各学年で昆虫採取や氷ノ山宿泊学習など自然体験を行っており、また、地域の方が管理するみかん園へみかん狩りに行ったり、全学年で野菜作りなど通して収穫の喜びを感じている。
- ・小学校に入学して適応できないことのないよう、小学校に徐々に慣らししていくようにカリキュラムを作成し進めており、園と学校の連携強化を子ども同士、教員同士でも行っているところである。
- ・夏休みを活用し、小学校の職員が保育園へ出向き保育の状況を見学し、園児と一緒に活動し、

さらに連携が深まるよう活動を進めている。

- ・近隣の保育園では里山探検（自然体験活動）を行い、子どもにとっていろいろな気づきがあり、集団行動の大切さを学んでいる。その保育園では、小学校に入ってから体験活動への連携という点でも大事という認識で取り組んでいる。

#### イ 保育所・幼稚園等における自然体験活動に対する認証制度の創設

- 県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探究心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を推進することにより、子どもたちの健全育成を図ることを目的に、保育所・幼稚園等における自然体験活動に対する認証制度を創設することは、適当である。
- 自然体験活動の範囲については、森などに限定してはどうかという意見もあったが、現状でも日々保育士・幼稚園教諭が創意工夫をして園庭も活用しながら自然体験活動を展開していることを踏まえて園庭での活動も含めることが適当である。
- 当該認証制度の基準案を、次のとおり提示し、今後、これをもとに県が認証制度を策定していくことを求める。

基準案	
実施者	<p>保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営する団体（法人格の有無を問わない。）</p> <p>〔・日常的に就学前の児童に保育・幼児教育を提供している施設を対象とする。〕</p>
活動計画及び内容	<p>○園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。</p> <p>○活動に当たっては、地域資源を活用し、地域の方々の協力を得られるよう努めること。</p> <p>○屋外の活動をする場所は、複数確保すること。</p> <p>〔・園の活動方針等に盛り込むことにより、保育士個人の方針ではなく、園の方針として自然保育に関する取組を取り入れ、全職員が共通理解のもとに計画的に実施することを担保する。〕</p> <p>〔・活動の中には、専門性を必要とする活動があるなど、活動を支える支援者がいることが活動の効果、安全性の確保及び取組の継続性の観点から必要である。また、子どもたちが地域に愛着を持ちながら育つためにも、地域資源の活用、地域の方々の協力を得ながら行う活動が大切である。〕</p>
活動時間	<p>3歳以上児に係る自然体験活動の時間が園当たり平均して週6時間以上とすること。</p> <p>〔・6時間とは、例えば年齢ごとに構成しているクラスにおいて、各クラス2時間以上ごとや3歳児クラス1時間以上、4歳児クラス2時間以上、5歳児クラス3時間以上とするなど、園が状況を踏まえて活動時間を設定する。〕</p>
活動時の職員体制	<p>保育士等の配置基準による。ただし、自然体験活動を行う場合は、子どもの人数にかかわらず保育者は最低2人以上とする。</p> <p>〔・施設運営に影響を与えないため、通常の職員の配置基準とし、屋外での活動を考慮して、最低2人の保育士配置基準とする。また、活動の内容等に合わせて、安全面に配慮した人員体制とすることが必要である。〕</p>
質の担保	<p>○県等が実施する自然体験活動に関する研修を受講すること。</p> <p>○自然体験活動に関する内部研修を実施すること。</p> <p>〔・認証するだけでなく、自然保育に携わる人材育成を続けていくため、一定の研修受講を基準とする。〕</p> <p>〔・また、保育者に自然保育の意義、効果等について研修を通して一層理解を深めてもらうこと〕</p>

基準案	
	<p>も有効である。</p> <p>〔・野外を中心に活動している森のようちえんとの相互交流の機会を設けることは、認証を受けた保育所・幼稚園等と森のようちえん双方にとって、安全確保の手法や保育手法など研修効果が期待されることから、県において、こうした交流の機会を積極的に設けるべきである。〕</p>
安全対策	<p>○県等が実施する安全対策研修を受講すること。</p> <p>○園外で自然体験活動を行う場合は、安全な移動手段を確保すること。</p> <p>○避難又は危険回避ができる措置、怪我や事故への迅速な体制を確保すること。</p> <p>○自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知すること。</p> <p>○自然体験活動を行うに当たっては、安全に配慮した人員を確保するよう努めること。</p> <p>〔・自然体験活動を行う上で、子どもたちの安全は活動の大前提であり、安全対策及び安全確保が確実に行われる必要がある。〕</p>
認証手続	<p>○第三者機関の意見を聴取した上で、認証基準に従って県で認証する。</p> <p>〔・保育・幼児教育の専門的な立場からの活動内容や安全管理の面などに対する意見を聴取した上で、認証を判断する。〕</p>

#### ウ 認証制度と財政支援の関係

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業の対象を新しい認証制度により認証した園とし、必要な要件を満たした場合に、自然体験活動に必要な経費を支援する。

#### (3) 今後の展開と期待される効果

新たな認証制度の創設により、次のような展開と効果を期待する。

- ①子どもたちが鳥取の自然を満喫しながら心身ともに成長すること。
- ②鳥取県の自然を活用した保育の魅力、各園の特色ある活動をホームページや広報などにより県内外に情報発信できること。
- ③各園の取組について活動事例集を作成し、また交流会等を通じて情報を共有することなどにより、知識や経験が深まり、保育士等の質の向上や意欲に繋がるとともに、新たに取組もうとする園が増えること。
- ④自然を活用した保育の魅力を知り、鳥取県で子育てをしたいという人々が増えること。
- ⑤保育所等での自然保育の取組の成果を踏まえ、保育所等と小学校の活動の相互理解と円滑な接続により、子どもたちの学びの充実が図られること。

## 5 おわりに

在宅育児世帯への支援に対しては、これまで鳥取県が進めてきた第三子以降の保育料無償化との比較の上で、研究会委員においても支援の必要性についての共有がなされたが、具体的にその目的、支援方法、対象者を設定していく段階では、地域差等これまでの背景、立場から幅広い意見が挙げられ、それらを十分に踏まえ慎重に議論を進める必要があることが明らかとなった。そのためとりまとめにあたっては各市町村の裁量を高め、その際の問題点、選択肢を挙げると共に、考えられる利点とリスクを整理する方向で検討を行った。

自然保育の推進に対しては、鳥取県がその魅力を活かしていく有効な施策として、研究会委員においても意見が一致しており、具体的な検討へと一気に進んだ。その際、県内保育所・幼稚園等に普及していくべき理念や安全管理に関する考え方の擦り合わせ、また、実際の認証基準の考え方等で多様な意見が挙げられた。とりまとめにあたっては現場の状況に十分に配慮して普及を促進するという観点から、関係者ヒアリング、保育所・幼稚園等に対するアンケートを重視し検討を行っている。

実施した関係者ヒアリング及びアンケート結果では非常に多くの有益で貴重な意見を頂くことができ、また、委員間の意見交換も率直に活発に行われた。それぞれの検討結果については、その経緯、多くの背景資料を併せて、それぞれ結論の形で集約を行っている。これらの検討結果が広く県民の方々への理解、実際の政策決定、推進に有益に利用され貢献できることを期待したい。

## 参考資料 目次

資料 1	とっとり型の保育のあり方研究会委員	14
資料 2	検討経緯	15
資料 3	在宅育児世帯を支援している町の取組	16
資料 4	低年齢児の保育所等入所児童数及び入所率	18
資料 5	子育て世代包括支援センター	19
資料 6	家庭内保育への支援に関するアンケート結果概要	21
資料 7	とっとり森・里山等自然保育認証制度	25
資料 8	鳥取県の自然保育に対する支援	25
資料 9	保育施設等の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要	26
資料 10	保護者の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要	28
資料 11	保育施設等の野外（自然）体験活動に関する追加調査結果の概要	30
資料 12	鳥取県附属機関条例（抜粋）	34
資料 13	とっとり型の保育のあり方研究会設置要綱	35

参考資料1 とっとり型の保育のあり方研究会委員

分野		職名等	氏名	備考
学識経験者		鳥取短期大学 幼児教育保育学科 助教	南 潮	会長
		鳥取大学地域学部地域教育学科 講師	武田 信吾	副会長
		川崎医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉学科 講師	直島 克樹	
		香川短期大学 子ども学科 助教	宮地 和樹	
公募		自営業	岩本 裕美	
		主婦	川村 恭子	
		音楽家	大西 保江	
児童福祉・教育	保育所	ひかり保育園 園長	村島 満	
	幼稚園	鳥取ルーテル幼稚園 園長	鷹取 健一	
市町村	市	米子市 こども未来課	大谷 和嘉香 足立 麻美子	H28. 5. 23~H28. 10. 20 H28. 10. 21~
	町	北栄町 教育委員会	竹歳 美穂子	

参考資料2 検討経緯

回	時期	内容
第1回	平成28年5月23日	(1) スケジュール・今後の開催日程 (2) とっとり型の保育のあり方研究会運営要綱の制定 (3) 会長及び副会長の選出 (4) 鳥取県の保育に係る現状と施策 (5) 意見交換 (6) 主な論点 (7) ヒアリング対象者
第2回	平成28年7月4日	(1) 委員からの報告・発表等について ・村島委員 ・鷹取委員 ・大谷委員 ・竹歳委員 (2) ヒアリング等を通して明らかにする事項について (3) ヒアリングの実施案について (4) アンケートの実施案について (5) 意見交換
第3回	平成28年8月2日	(1) ヒアリングの実施（保育料無償化（家庭内保育）） ・保育士（鳥取福祉会 よねさと保育園 主幹保育士 河村 明美 氏） ・保健師（鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局 こども発達・家庭支援センター所長 山中 八寿子 氏） ・子育て支援センター（倉吉市子育て総合支援センター） ・在宅育児世帯を支援している市町村（伯耆町 福祉課 課長 谷口 仁志 氏） ・一般社団法人鳥取県経営者協会（専務理事 宮城 定幸 氏） (2) 意見交換
第4回	平成28年9月1日	(1) ヒアリングの実施（自然保育の推進） ・森のようちえん（特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう 理事長 西村 早栄子氏、智頭町森のようちえんまるたんぼう 保育主任 山中 寿広氏） ・保育所（鳥取市立千代保育園 副園長 太田 信子氏） ・認定こども園（認定こども園倉吉幼稚園 副園長 日野 彰則氏、指導保育教諭 落合 和美氏） ・小学校（鳥取市立若葉台小学校 校長 民野 尚義氏） (2) 意見交換
第5回	平成28年10月21日	(1) 家庭内保育への支援に係る論点整理・方向性について (2) 保育所・幼稚園等における自然保育認証制度の基準案について
第6回	平成28年11月18日	とっとり型の保育のあり方研究会報告書骨子案について
第7回	平成28年12月22日	とっとり型の保育のあり方研究会報告書について

参考資料3 在宅育児世帯を支援している町の取組

町	事業名	開始時期	交付対象	給付期間	給付額
若桜町	若桜町子育て応援給付金支給事業	平成 28 年 4 月	若桜町に居住しかつ住所を有する満 1 歳に満たない児童及びその保護者で、次の要件に全て該当する者 ①児童が教育・保育施設に入園等しておらず、保護者が家庭等で日常的に保育していること。 ②児童手当を受給していること。 ③町税等に未納がないこと ④児童の誕生日以降引き続き 1 年以上若桜町に居住する意思のあること。	支給対象児童の誕生日の属する月から満 1 歳の誕生日の前日の属する月まで	月額 30,000 円
三朝町	三代同居世帯子育て支援事業	平成 26 年 4 月	①三代同居世帯の世帯主又は児童の保護者 ②就学前の児童を保育所等に通所しないで家庭内で保育している世帯 ③世帯員の全員が町税その他町に納付すべき金額を滞納していない世帯	就学前の児童を保育所等に通所しないで家庭内で保育している期間	月額 4,000 円
湯梨浜町	家庭子育て支援事業	平成 27 年 6 月	【申請者対象者】 ①育児休業手当（又は給付）がなく、あるいは育児休業手当（又は給付）を受ける期間を超え、1歳6ヶ月までの乳幼児を家庭で保育する父又は母。（産後休暇期間を除く） ②父母について保育の必要性が認められる（父母とも仕事を行っている等）1歳6ヶ月までの乳幼児を家庭で保育する同居又は近居（町内在住）の祖父母  【対象乳幼児】 生後8週間を超えて1歳6ヶ月までの乳幼児で、こども園等に入園せず、家庭で保育されているもの	生後8週から1歳6ヶ月まで。ただし、家庭で保育しない事由（こども園に入園など）が発生した場合は、事由発生日の前日まで支給する。	月額 30,000 円を支給。1ヶ月に端数が出た場合は、1日1,000円を支給する。
琴浦町	琴浦町乳児家庭保育支援給付事業	平成 28 年 6 月	家庭で0歳児の保育を実施する保護者 育児休業給付金等を受けている場合は対象としない	乳児の月齢が満6月に到達した月から満1歳に到達した日の属する月まで	児童1人につき30,000円/月 2人以上の場合5,000円/月を加算
大山町	大山町家庭保育支援給付金	平成 28 年 4 月	生後8週間を過ぎ、1歳になるまでの乳児を家庭で保育する父母や祖父母に対し支給する。 <要件> ・継続して一カ月以上家庭で保育していること。 ・育児休業給付金を受けていないこと。 ・町税などの滞納がないこと。 ・祖父母の場合は、父母の勤務状況などが保育所などの利用条件を満たしていること。ただ	生後8週間を過ぎ1歳になるまで	月額 30,000 円（全体月数に1か月未満の端数が生じた場合は、1日当たり1,000円を支給）

			し、父母が育児休業中または求職中の場合を除く。		
伯耆町	伯耆町乳児家庭保育支援手当支給事業	平成 27 年 4 月	乳児を家庭で保育している伯耆町に住所のある保護者	<p>① 育児休業給付金等を受けている者 乳児の月齢が満 9 月に到達した月から満 12 月に到達する月までの間 (支給率が 2/3 から 1/2 となる月～児童が満 1 歳に到達する月までの間)</p> <p>② 育児休業給付金等の受給者でない者 乳児の月齢が満 4 月に到達した月から満 12 月に到達する月までの間</p>	<p>① の場合 育児休業給付金の支給算定基準月額の 1/6 / 月</p> <p>② の場合 児童 1 人につき 33,000 円 / 月</p>

参考資料 4

低年齢児の保育所等入所児童数及び入所率

(単位:人)

	人口	施設数						低年齢児の入所状況等									
		合計	幼保連携型認定こども園	保育所	幼稚園	地域型保育事業所	届出保育施設等	0歳児					1,2歳児				
								推計人口(A)	利用定員(B) ※H27.4.1時点	入所人数(C)	利用定員/推計人口(B/A)	入所率(C/A)	推計人口(A)	利用定員(B) ※H27.4.1時点	入所人数(C)	利用定員/推計人口(B/A)	入所率(C/A)
鳥取市	193,766	76	5	44	11	4	12	1,635	557	498	34.1%	30.5%	3,215	1,804	1,956	56.1%	60.8%
岩美町	11,488	3		3				65	25	12	38.5%	18.5%	130	110	98	84.6%	75.4%
若桜町	3,272	1	1					12	3	4	25.0%	33.3%	19	16	12	84.2%	63.2%
智頭町	7,153	4		2		1	1	38	15	12	39.5%	31.6%	91	50	52	54.9%	57.1%
八頭町	16,990	8		8				99	57	35	57.6%	35.4%	240	183	198	76.3%	82.5%
東部	232,669	92	6	57	11	5	13	1,849	657	561	35.5%	30.3%	3,695	2,163	2,316	58.5%	62.7%
倉吉市	49,070	30	4	22			4	364	207	163	56.9%	44.8%	773	626	583	81.0%	75.4%
三朝町	6,482	3		3 (1)				44	19	15	43.2%	34.1%	80	74	68	92.5%	85.0%
湯梨浜町	16,557	8	8	2 (1)				127	68	65	53.5%	51.2%	300	242	237	80.7%	79.0%
琴浦町	17,423	8	1	7 (3)				116	64	71	55.2%	61.2%	278	234	214	84.2%	77.0%
北栄町	14,835	6	4	2				108	68	54	63.0%	50.0%	234	194	213	82.9%	91.0%
中部	104,367	55	15	36 (5)	0	0	4	759	426	368	56.1%	48.5%	1,665	1,370	1,315	82.3%	79.0%
米子市	149,382	74	4	42	8	6	14	1,385	319	341	23.0%	24.6%	2,721	1,380	1,492	50.7%	54.8%
境港市	34,186	14	1	10	1		2	257	99	82	38.5%	31.9%	533	325	363	61.0%	68.1%
日吉津村	3,449	3		1		2		32	9	7	28.1%	21.9%	67	21	26	31.3%	38.8%
大山町	16,480	5		5				111	60	31	54.1%	27.9%	196	165	137	84.2%	69.9%
南部町	10,956	5		4 (1)			1	59	37	27	62.7%	45.8%	144	118	110	81.9%	76.4%
伯耆町	11,120	7		5			2	54	21	25	38.9%	46.3%	151	108	110	71.5%	72.8%
日南町	4,764	2		1			1	15	0	0	0.0%	0.0%	42	56	45	133.3%	107.1%
日野町	3,273	1		1				9	5	4	55.6%	44.4%	23	20	17	87.0%	73.9%
江府町	3,002	1		1				18	7	5	38.9%	27.8%	25	22	23	88.0%	92.0%
西部	236,612	112	5	70 (1)	9	8	20	1,940	557	522	28.7%	26.9%	3,902	2,215	2,323	56.8%	59.5%
合計	573,648	259	26	163 (6)	20	13	37	4,548	1,640	1,451	36.1%	31.9%	9,262	5,748	5,954	62.1%	64.3%

※人口は、平成27年国勢調査速報値より  
 ※保育所の( )内は、保育所型認定こども園の数(内数)  
 ※推計人口は、鳥取県市町村別年齢別推計人口より  
 ※入所人数は、厚生労働省福祉行政報告書より  
 ※入所人数には、認定こども園に入所する3号認定こども含む  
 ※利用定員は、各市町村利用定員協議(H27.4現在)より

## 子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）

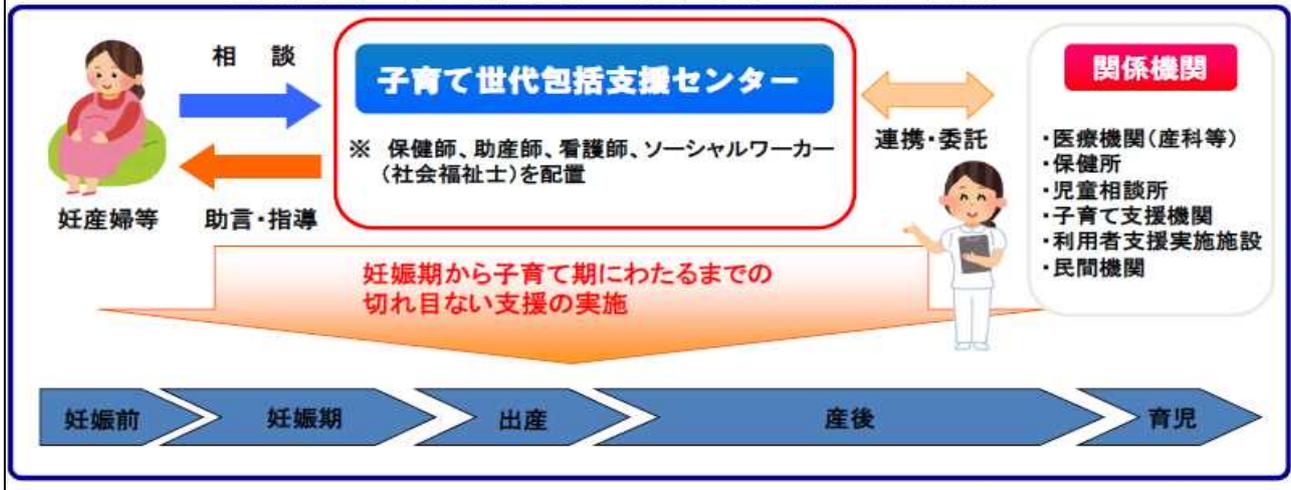
○厚生労働省では、フィンランドの子育て家庭への支援制度「出産・子どもネウボラ」を参考に、妊娠期から子育て期にわたる相談支援をワンストップで提供する

「**子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）**」の整備を奨励。

※本センターを法定化（H29年4月施行）し、全国展開を進める。

○本県では、幅広く妊娠期からの子育て支援に取り組むことができるよう、デイケア、ショートステイ、ヘルパー派遣やパパ・ママの仲間づくりなど地域の実情に応じた支援体制の整備を推進。

⇒とっとり版ネウボラ推進補助金により市町村の取組みを支援



## 子育て世代包括支援センターの役割

### 1. 目的

妊産婦、乳幼児の実情を把握し、母子保健施策と子育て支援施策を一体的化して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。

### 2. 実施場所

母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所を実施。ただし、役割分担をし、複数の施設・場所で連携しながら行うことも可能。

### 3. 事業内容

#### (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること

・妊娠届等の機会や保健医療・福祉機関などを通じて、積極的にまた継続的に情報を収集し、支援台帳を作成

#### (2) 妊娠、出産、育児に関する相談対応、情報提供、助言、保健指導を行うこと

#### (3) 支援プランを策定すること

・心身の不調、育児不安がある場合など、手厚い支援を要する者に対する支援方法や対応方針についてケース会議等で検討し、支援プランを策定する。

#### (4) 保健医療・福祉機関との連絡調整を行うこと

・(1)、(3)で把握した情報、策定したプランについて定期的な情報共有、協議の場を設ける。また、支援を行うことができるよう関係機関とのネットワークづくりを行う。

#### (5) 母子保健、子育て支援事業を実施すること

## とっとり版ネウボラ 市町村の取り組み

No. 1

市町村名	センター設置時期	産後のケア・サポートの内容	備考
鳥取市	H27年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関、助産院での産後ショートステイ</li> <li>保健師、助産師等による面談・家庭訪問、心身のケア、育児指導等</li> <li>乳児の一時預かり</li> </ul>	国のモデル事業としてH26年度から産後ケア事業を実施
倉吉市	H28年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師による面談・家庭訪問</li> </ul>	
境港市	H28年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関での産後の健康管理、心身のケア、育児指導(沐浴、授乳等)</li> <li>助産師による面談、家庭訪問</li> <li>ヘルパー派遣事業(家事、育児援助)</li> </ul>	
岩美町	H28年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>助産師による面談、家庭訪問</li> </ul>	
若桜町	H28年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師による相談・家庭訪問</li> </ul>	

## とっとり版ネウボラ 市町村の取り組み

No. 2

市町村名	センター設置時期	産後のケア・サポートの内容	備考
三朝町	H28年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関での産後ショートステイ</li> <li>保健師による相談・家庭訪問</li> <li>乳児の一時預かり</li> </ul>	
日吉津村	H27年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関での産後の母体ケア(ディケア)、ショートステイ</li> <li>集団または個別での育児指導(沐浴、授乳、月齢に応じた遊びやふれあいなど)</li> <li>心理士によるカウンセリング(産後うつ対策)</li> <li>ヘルパー派遣事業(家事、育児援助)</li> </ul>	国のモデル事業としてH26年度から産後ケア事業を実施
大山町	H27年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科医療機関や助産所での育児指導(沐浴、授乳、発育確認)、心身のケア(助産師訪問型での育児指導も実施)</li> </ul>	
南部町	H27年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師、助産師等による面談・家庭訪問</li> </ul>	
日野町	H27年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師、助産師による相談、家庭訪問</li> </ul>	

参考資料 6

家庭内保育への支援に関するアンケート結果概要

1 調査概要

- 実施期間 平成28年7月25日 から 8月8日(月) まで
- 対象 県政参画電子アンケート会員(929名)
- 回答数 740名 (回答率 79.7%)

2 回答者の属性

1 男女別	男性：329人(44.5%) 女性：411人(55.5%)
2 年齢	10歳代：35人(4.7%) 20歳代：66人(8.9%) 30歳代：171人(23.1%) 40歳代：191人(25.8%) 50歳代：139人(18.8%) 60歳代：91人(12.3%) 70歳代以上：47人(6.4%)
3 地区別	東部：351人(47.4%) 中部：107人(14.5%) 西部：276人(37.3%) 県外：6人(0.8%)

3 結果概要

- 子育て中の方や子育て経験者では、自分で育てたいという理由から一定の年齢になるまでは家庭内で保育されている方が多く、保護者としては一定の年齢になるまで自分で育てたいという希望がある。  
一方で、経済的な理由やキャリア形成と子育ての両立、会社からの職場復帰の要請から0歳児から保育所に入園させたという方もあった。
- これらの状況は、現在子どもがいない方で将来の育児を考えられている方も同様の結果であった。
- 約7割が家庭内保育への経済的支援に対して、自宅での子育てにもお金がかかる、保育所利用世帯の公平性などから「行くべき・どちらというと思うべき」という回答であった。
- また、約6割が経済的支援により、少子化対策に効果が「ある・どちらかというところ」という回答であった。
- さらに、経済的支援以外の必要な支援としては、「育児休業が取得しやすい職場づくり」が多く、また「孤立、育児不安、虐待の防止のためのサークル紹介など」「母子が孤立しない環境やサポート」が必要という今までの議論と同様の意見もあった。

(1) 育児の状況(乳幼児の子育て中の方又は子育て経験者)

ア 保育所、幼稚園又は認定こども園への入園の時期(回答者数 507名)

- 「一定の年齢になるまでは家庭で保育を行った(行っている)」が最も多い。

一定の年齢になるまでは家庭で保育を行った(行っている)	56.4%
1才になるまでは家庭で保育を行い、1才になったときに保育園等に入園した(する予定)	20.7%
0才のうちに保育園又は認定こども園に入園した	12.2%

イ 一定の年齢になるまで保育園等に入園させずに家庭で保育を行った(行っている)の理由(複数選択)(回答者数 286名)

- 「子どもが一定の年齢になるまでは自分で(又は配偶者が自ら)育てたかった(育てたい)から」が最も多い。

子どもが一定の年齢になるまでは自分で(又は配偶者が自ら)育てたかった(育てたい)から	54.2%
自身又は配偶者が専業主婦(夫)だったから(だから)	40.6%
一定の年齢になった後に、集団生活をさせたかった(させたい)から	35.3%

ウ 1才になるまでは家庭で保育を行い、1才になったときに保育園等に入園した（する予定）の理由（複数選択）（回答者数 105名）

○「育児休業が取得できたから」が最も多い。

育児休業が取得できたから	50.5%
子どもが小さい（乳児の）ときは自分で（又は配偶者が自ら）育てたかった（育てたい）から	44.8%
世話してくれる祖父母等がいた（いる）から	19.0%

エ 0才のうちに保育園又は認定こども園に入園させた理由（複数選択）（回答者数 62名）

○「経済的に自身又は配偶者が就労する必要があったから」が最も多い。

経済的に自身又は配偶者が就労する必要があったから	53.2%
仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため	37.1%
会社から職場復帰を求められたから	29.0%

(2) 将来の育児（子どもがいない方）

ア 将来子どもを持ったときの保育園等への入所時期（回答者数 108名）

○「一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい」が最も多い。

一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい	55.5%
分からない・未定	26.9%
0才のときに保育園に入園させたい	12.0%

イ 一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい理由（複数選択）（回答者数 60名）

○「子どもが一定の年齢になるまでは自分で育てたい」が最も多い。

子どもが一定の年齢になるまでは自分で育てたい	75.0%
一定の年齢になった後に幼稚園等で集団生活をさせたいから	48.3%
一定の年齢になった後に幼稚園等の教育を受けさせたいから	35.0%

ウ 0才のときに保育園に入園させたい理由（複数選択）（回答者数 13名）

○「仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため」と「早く復職しないと経済的に不安だから」が同数で多い。

仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため	61.5%
早く復職しないと経済的に不安だから	61.5%
乳児期から専門家による保育を受けさせたい	15.4%
子どもに社会性を身につけさせたい	15.4%

(3) 家庭内保育への経済的支援

ア 乳児を家庭で保育している家庭への経済的支援の賛否（回答者数 740名）

約70%が賛成（「行うべき」と「どちらかというを行うべき」）であった。

行うべき・どちらかというを行うべき	69.2%
どちらかという行うべきでない・行うべきではない	17.1%
分からない	13.6%

イ アの選択理由

選択肢	主な理由
行うべき・どちらかというを行うべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅にいても、子育てにはお金がかかる。</li> <li>・待機児童の減少につながるかもしれない。</li> <li>・少子化対策に必要</li> <li>・保育所利用世帯への支援との公平性</li> <li>・将来の社会を支える子どもを社会全体で育てていくことは当然</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援がバラマキで終わらないように願う。</li> </ul>
どちらかという行方べきでない・行方べきではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する理由・必要性がわからない。</li> <li>・育児は、親の義務である。</li> <li>・子どもの成長や教育面で保育所は重要であり、家庭で保育していると悪い面がでてくるかもしれない。</li> <li>・行政が介入すべき範囲を超えている、家庭に入り込むべきではない。</li> <li>・子育てに使うとは限らない、子どものためではなく、自らが使ってしまう。</li> </ul>

○いずれの選択肢においても、「所得制限の設定」など家庭の状況に応じて支援対象の限定が必要という趣旨の意見があった。

区分	回答数	所得制限の設定	割合
行方べき	268	4	1.5%
どちらかという行方べき	244	20	8.2%
どちらかという行方べきでない	81	4	4.9%
行方べきではない	46	2	4.4%
分からない	101	6	5.9%
合計	740	36	4.9%

○年代別の状況

区分	全体数	行方べき・どちらかという行方べき	どちらかという行方べきでない・行方べきでない	分からない
10歳代	35人	88.6%	5.7%	5.7%
20歳代	66人	80.3%	10.6%	9.1%
30歳代	171人	73.7%	15.2%	11.1%
40歳代	191人	61.8%	19.4%	18.8%
50歳代	139人	63.3%	21.6%	15.1%
60歳代	91人	68.1%	17.6%	14.3%
70歳代以上	47人	72.3%	19.1%	8.5%
合計	740人	69.2%	17.2%	13.6%

○市部と町村部の状況

区分	全体数	行方べき・どちらかという行方べき	どちらかという行方べきでない・行方べきでない	分からない
市部	599人	67.9%	17.4%	14.7%
町村部	135人	74.8%	17.0%	8.2%
県外	6人	66.7%	0.0%	33.3%
計	740人	69.2%	17.2%	13.6%

○地区別の状況

区分	全体数	行方べき・どちらかという行方べき	どちらかという行方べきでない	分からない

		べき	い・行うべきでない	
東部地区	351 人	71.5%	14.8%	13.7%
中部地区	107 人	69.2%	20.6%	10.3%
西部地区	276 人	66.3%	19.2%	14.5%
県外	6 人	66.7%	0.0%	33.3%
計	740 人	69.2%	17.2%	13.6%

ウ 経済的支援以外の支援（3つ以内）（回答者数 740 名）

「育児休業の取得しやすい職場づくり」が最も多い。

育児休業の取得しやすい職場づくり	69.3%
希望した時期に保育園への入園が可能となる環境	62.7%
子育て支援センター等の拠点整備	44.5%

【その他自由記載欄】

- ・企業が育休の保障をすべき
- ・親子を孤立させない環境・サポートが必要
- ・相談機関があること。など

エ 家庭内保育への経済的支援による少子化対策の効果（回答者数 740 名）

約66%が効果がある（「ある」と「どちらかというところ」）という状況であった。

ある・どちらかというところ	66.3%
どちらかというところ無し・無い	22.7%
分からない	10.9%

○子どもの人数別

区分	全体数	ある・どちらかというところ	どちらかというところ無し・無い	分からない
1人	110人	64.5%	23.6%	11.8%
2人	276人	68.5%	21.4%	10.1%
3人	117人	64.1%	29.9%	6.0%
4人以上	25人	64.0%	32.0%	4.0%
子どもはいない	212人	66.0%	18.9%	15.1%
計	740人	66.4%	22.7%	10.9%



# とっとり森・里山等自然保育認証制度

平成27年3月「森のようちえん」を認証する制度を創設

## 1. 目的

近年、多様な保育・幼児教育が求められているなか、県土の約73%が森という鳥取県の恵まれた自然環境において1年を通して野外での保育を中心に行うものを、新たに定めた基準に基づき認証し、豊かな自然環境を活かし、子どもたちが健やかに育つことを目的とする。

## 2. 事業の認証【主な認証基準の概要】

活動時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、週5日活動すること。うち、週3日は自然フィールドで活動すること</li> <li>原則、年間39週活動すること</li> </ul>
対象年齢	3歳児（年度中に満3歳となる児童を含む）から就学前児童
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも2人は配置すること</li> <li>保育者のうち1名以上は、保育士または幼稚園教諭であること</li> <li>緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う嘱託医を置くこと（保育所と同様）</li> </ul>
設備	【フィールド】 活動を行うための自然フィールドが複数あること 【拠点施設】 大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点となる施設を備えること
安全対策	安全対策マニュアル（予防、緊急対応両面）を作成し、それに基づき活動すること

35



# 鳥取県の自然保育に対する支援

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業（H26～）

## 【目的】

保育所、幼稚園の保育施設等における定期的な野外活動を支援することで、子ども達が自然に触れる機会を増やし、鳥取県の特徴の一つである「豊かな自然」を活かした子育て環境の充実を図る。



## ○保育施設等への野外活動支援

- 県内で野外活動（森の中の散策、生き物観察、川遊び、農作業体験、雪遊びなど）を定期的に行う場合に必要経費の一部を補助

要件	自然体験活動に精通した専門家の指導又は地域住民など施設外の人材との交流
補助対象者	市町村（市町村の直接実施又は事業主体への間接補助）
補助率	3分の1

## ○野外保育研修会の実施

- 保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象に野外に関する研修を実施

（野外活動事例研修 1回、安全対策研修 各圏域で1回）

32

参考資料 9

保育施設等の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要

1 調査対象

- ・ 県下の保育所・幼稚園・認定こども園（209園）
- ・ 回答数134園 [保育所103園・幼稚園13園・認定こども園18園]（回答率64.1%）

2 実施時期

平成28年8月19日～31日

3 調査結果の概要

- 自然体験活動として、ほとんどの園で、「森・野原の散策」、「農作業体験」、「生き物観察」、「雪遊び」を行っている。（生き物観察については、屋内外が不明）また、その他の回答では、園の周辺の散策が多い。実施回数は、年に数回、月に数回が多い。
- 週に数回以上行っている園における週平均時間は、2.25時間で、3時間以上の園は約3割である。
- ほとんどの園に近くに公園、田畑、里山などの自然体験活動が行える環境がある。
- ほとんどの園が地域との交流を行っており、「地域の慣習行事への参加」、「園開放による交流」、「農作業体験の提供」などが多い。また、その他の回答として、高齢者施設・サークルとの交流が多い。
- 今後の課題として、「安全性の確保が困難」、「職員に自然体験活動の経験・スキルが無い」といった意見が多い。

(1) 施設の概要

- ・ 施設の所在地域

中心市街地 26.1%、郊外の住宅地 25.4%、田畑の多い農業地域 35.8%、漁港近くの漁業地域 3.7%、森林の多い中山間地 7.5%、その他 1.5%

(2) 自然体験活動の内容、頻度

① 森・野原の散策

- ・ 月に数回、年に数回が多い。

有：112件 無：22件（実施率83.6%）

[頻度（多い順）]

年に数回 35.1%、月に数回 34.3%、週に数回 9.7%、年1回 3.0%、毎日 1.5%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	1.0%(1件)	10.7%(11件)	33.0%(34件)	31.1%(32件)	3.9%(4件)	20.4%(21件)
幼稚園	-	7.7%(1件)	23.1%(3件)	69.2%(9件)	-	-
認定こども園	5.6%(1件)	5.6%(1件)	50.0%(9件)	33.3%(6件)	-	5.6%(1件)

② 農作業体験

- ・ 年に数回が最も多く、他の活動より取組が多い。

有：125件 無：9件（実施率93.3%）

[頻度（多い順）]

年に数回 35.8%、月に数回 26.1%、週に数回 17.2%、毎日 11.2%、年1回 3.0%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	14.6%(15件)	21.4%(22件)	24.3%(25件)	30.1%(31件)	1.9%(2件)	7.8%(8件)
幼稚園	-	7.7%(1件)	23.1%(3件)	69.2%(9件)	-	-
認定こども園	-	-	38.9%(7件)	44.4%(8件)	11.1%(2件)	5.6%(1件)

③ 生き物観察

- ・ 多いが、園内飼育の可能性大。

有：125件 無：9件（実施率93.3%）

[頻度（多い順）]

毎日 40.3%、月に数回 18.7%、年に数回 17.2%、週に数回 15.7%、年1回 1.5%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	42.7%(44件)	16.5%(17件)	20.4%(21件)	14.6%(15件)	-	5.8%(6件)
幼稚園	38.5%(5件)	7.7%(1件)	-	38.5%(5件)	-	15.4%(2件)
認定こども園	27.8%(5件)	16.7%(3件)	22.2%(4件)	16.7%(3件)	11.1%(2件)	5.6%(1件)

④ 海・川遊び

・実施していない園は4割有り、活動も年1回から数回が多い。

有：75件 無：59件（実施率56.0%）

[頻度（多い順）]

年に1回31.3%、年に数回22.4%、月に数回2.2%、週に数回0%、毎日0%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	-	-	2.9%(3件)	20.4%(21件)	30.1%(31件)	46.6%(48件)
幼稚園	-	-	-	38.5%(5件)	23.1%(3件)	38.5%(5件)
認定こども園	-	-	-	22.2%(4件)	44.4%(8件)	33.3%(6件)

⑤ 雪遊び

・実施率は高いが、積雪があることが前提。場所が園庭の可能性大。

有：127件 無：7件（実施率94.8%）

[頻度（多い順）]

年に数回62.7%、週に数回14.9%、毎日11.2%、月に数回3.7%、年1回2.2%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	10.7%(11件)	17.5%(18件)	1.9%(2件)	65.0%(67件)	1.0%(1件)	3.9%(4件)
幼稚園	15.4%(2件)	-	-	61.5%(8件)	7.7%(1件)	15.4%(2件)
認定こども園	11.1%(2件)	11.1%(2件)	16.7%(3件)	50.0%(9件)	5.6%(1件)	5.6%(1件)

⑥ その他の活動

・回答数29件

・その他では「園の周辺地域の散策」7件ほか、園周辺での活動が多い。

(3) 自然体験活動の週平均時間（(2)の活動が毎日、週に数回に限定）

・回答数83件 [保育所69園・幼稚園6園・認定こども園8園]

・平均時間2.25時間

[内訳] 0～1時間48.2%、2～3時間32.5%、4時間以上19.3%

3時間以上は28.9%、5時間以上は14.5%

うち、施設別では

区分	0～1時間	2～3時間	4～5時間	6～7時間	8～9時間	10時間以上
保育所	46.4%(32件)	37.7%(26件)	10.1%(7件)	1.4%(1件)	2.9%(2件)	1.4%(1件)
幼稚園	50.0%(3件)	16.7%(1件)	-	16.7%(1件)	16.7%(1件)	-
認定こども園	62.5%(5件)	-	25.0%(2件)	-	-	12.5%(1件)

(4) 園の近くの自然体験活動を行っている環境

・ほとんどの園においては、園の近くに体験活動を行う環境あり。

有：127件 無：7件

[内訳] 田畑：66.4%、都市公園：37.3%、森林・里山：33.6%、高原・野原：24.6%、川：21.6% 等

・その他の活動場所として、園の周辺地域が多い

(5) 地域の方々との交流

・ほとんどの園において地域の方々と交流を行っている。

有：127件 無：7件

[内訳]：地域の慣習行事への参加：67.2%、園開放による交流：50.7%、農業体験の提供：49.3%、昔遊びの指導：29.9% 等

・その他として、高齢者施設・サークルとの交流などが多い。

(6) 今後の課題

[多い順]

・安全性の確保が困難：65.7%

・職員に自然体験活動の経験・スキルが無い：44.0%

・フィールドが少ない：36.6%

・費用がかかる：26.9%

・職員の負担が大きい：26.1%

・保護者の理解が必要：19.4% 等

・その他としてフィールドへの交通手段（バス等）の確保が多い

## 保護者の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要

### 1 調査対象

- ・園に対する調査において回答のあった園のうち、5歳児がいる園の中から各圏域ごとに市街地3、郊外2、農村2の計21園を抽出（園の野外体験活動の頻度も考慮）
- ・抽出した園の5歳児数421人の保護者に対して園を經由して調査票を送付
- ・回答数145人（回答率34.4%）

### 2 実施時期

平成28年9月2日～16日

### 3 調査結果の概要

- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行っていることを認知している。活動回数は、約半数が「年に数回」と認知している。
- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことに対して肯定的である。
- ほとんどの保護者は、自然体験活動で子どもに変化があったと答え、主に見られた変化として「動植物や自然に対する興味・好奇心の向上」、「自発的に行動するようになった」、「友達と遊ぶ楽しさや思いやりを持つようになった」、「体力が付き、多少のケガでも我慢できるようになった」などの意見があった。
- また、子どもが自然体験活動を体験したことによる家庭での生活の変化では、「体験活動を通して、家族での会話が増えた」、「家族で自然を楽しむことが増えた」、「子どもが外で遊ぶことが増えた」などの意見があった。
- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことを望んでおり、活動回数は「月に数回」が最も多く、認知している園の回数より多くの活動を望んでいる。

#### （1）保護者の基本的事項

##### ① 年齢構成

- ・30歳代が約6割、40歳代は約4割  
（20歳代5.5%、30歳代56.6%、40歳代37.2%、無回答0.7%）

##### ② 子どもとの続柄

- ・回答者は母がほとんど  
（母91.0%、父8.3%、無回答0.7%）

#### （2）自然体験活動の認知、頻度、子どもの変化

##### ① 園が自然体験活動をしているかの認知

- ・ほとんどの保護者が認知  
（している91.0%、していない2.1%、わからない6.9%）

[している方のみ質問]

##### ア 自然体験活動の頻度は。（多い順）

- ・年に数回が約5割、月に数回が約3割  
（年に数回47.0%、月に数回34.1%、週に数回9.8%、年1回2.3%、毎日2.3%、無回答4.5%）

##### イ 自然体験活動を受けることについて良かったと思うか。

- ・ほとんどの保護者が活動に対して肯定的  
（はい97.7%、いいえ0%、わからない1.5%、無回答0.8%）

##### ウ 子どもが自然体験活動を体験してどのような変化が見られたか。（自由記載）

- ・変化ありの回答がほとんど  
（変化あり94.5%、変化なし又はわからない5.5%）

[主な回答内容]

- ・動植物や自然に対する興味・好奇心が向上した。
- ・自発的に行動をするようになった。

- ・友達と遊ぶ楽しさや思いやりを持つようになった。
  - ・体力がつき、多少のケガでも我慢できるようになった。
  - ・自ら体験したことを話すようになった。
- エ 子どもが自然体験活動を体験して家庭での生活に何か変化が見られましたか。
- ・変化ありの回答がほとんど  
(変化あり 88.3%、変化なし又はわからない 11.7%)

[主な回答内容]

- ・体験活動を通して、家族での会話が増えた。
- ・家族で自然を楽しむことが増えた。
- ・子どもが外で遊ぶことが増えた。
- ・子どもが動植物など自然物に興味を持つようになった。
- ・子どもが植物、食べ物を大切にするようになった。

② 園が自然体験活動を行うことを望むか。

- ・ほとんどの保護者が望んでいる。  
(はい 97.2%、いいえ 0.7%、わからない 1.4%、無回答 0.7%)

[はいの方への質問]

自然体験活動の頻度は。(多い順)

- ・月に数回が約 5 割、年に数回が約 3 割  
(月に数回 50.4%、年に数回 29.1%、週に数回 16.3%、毎日 3.5%、年 1 回 0%  
無回答 0.7%)

[いいえの方への質問] ※回答者 1 名

その理由は。  
安全に不安

参考資料 1 1

保育施設等の野外（自然）体験活動に関する追加調査結果の概要

1 調査対象

- ・県下の保育所・幼稚園・認定こども園（中部地域の施設を除いた157園）
- ・回答数92園〔保育所77園・幼稚園9園・認定こども園6園〕（回答率58.6%）

2 実施時期

平成平成28年10月28日～11月7日

3 調査結果の概要

活動時間に係る基準について議論する中で、活動時間の実態の確認が必要となり、再度アンケート調査を行った。

- 少し取組を強化することにより可能と考えられる週あたりの活動時間で最も多く、また概ね中間にあたる時間としては、クラス（年齢ごと）あたりでは2時間、園あたりでは6時間であった。
- 自然体験活動の活動時間に関する基準を設定した場合に適切と考える活動時間の単位としては、「クラス（年齢ごと）あたり」は39.3%、「園あたり」は、50.0%であり、「その他」としては、「活動内容によりクラス・園あたりと使い分けがよい」との意見が多かった。
- これらの理由として、
  - ・「クラス（年齢ごと）あたり」は、「体力や経験に差があり活動に違いがあるため、クラスごとの方が取り組みやすい」、「クラスごとの方が活動時間の目安が分かりやすい」等があった。
  - ・「園あたり」では、「園の状況に合わせたり、園全体で進めていくには園単位がよい」、「異年齢での活動として取り組みやすい」等があった。

(1) 自然体験活動の週あたり（平均して）の活動時間の現状と少し取組を強化することにより可能となると考えられる活動時間

<少し取組を強化することにより可能となる時間の回答状況>

クラス (年齢 ごと) あたり	12時間	10時間	9.3時間	6時間	5時間	4.5時間	4時間	3.6時間	3.5時間	3.3時間	3時間
	1	1	1	1	2	4	8	1	1	2	10
	2.8時間	2.6時間	2.5時間	2.3時間	2時間	1.6時間	1.5時間	1.3時間	1時間	0.5時間	
	1	4	1	1	20	1	2	2	8	1	
園あたり	30時間	18時間	15時間	12時間	11時間	10時間	9時間	8.5時間	8時間	7.5時間	6時間
	1	1	2	7	4	3	3	2	9	1	12
	5.5時間	5時間	4.5時間	4時間	3.9時間	3.5時間	3時間	2時間			
	1	4	2	6	1	1	8	4			

【参考】各時間帯の状況

[現状]

	0～1時間		1～2時間		2～3時間		3～4時間		4～5時間		5～10時間		10時間以上		平均 時間
	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	
クラス(年齢 ごと)あたり N=77	5	6.5	31	40.3	17	22.1	15	19.5	5	6.5	4	5.2	0	0.0	2.2
園あたり N=78	0	0.0	8	10.3	9	11.5	15	19.2	5	6.4	32	41.0	9	11.5	5.4

[取組により可能となる時間]

	0～1時間		1～2時間		2～3時間		3～4時間		4～5時間		5～10時間		10時間以上		平均 時間
	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	施設	%	
クラス(年齢 ごと)あたり N=73	1	1.4	13	17.8	27	37.0	14	19.2	12	16.4	4	5.5	2	2.7	2.9
園あたり N=72	0	0.0	0	0.0	4	5.6	10	13.9	8	11.1	32	44.4	18	25.0	7.4

(2) 自然体験活動の活動時間に関する基準を設定した場合、適当と考える活動時間の単位

N=84

クラス(年齢ごと)あたり	33施設	39.3%
園あたり	42施設	50.0%
その他	9施設	10.7%

※その他のうち多かった意見：活動内容によりクラス・園あたりと使い分けがよい

【選択した理由(自由記載)】

○クラス(年齢ごと)あたりの場合

- ・年齢により、発達の差がある。
- ・発達段階に応じた活動内容となる事で、個々の興味関心がより高まる。
- ・年齢により活動時間にも差がある。
- ・クラス単位の方が活動しやすく、年齢に応じた自然体験をしっかりと行うことができる。
- ・活動時間の目安が分かりやすい。
- ・現状はクラスの人数が多く、活動内容や把握できる人数を考えると、クラス単位での活動になると思う。
- ・年齢ごとに目標時間となる基準を定めても良いと思う。

○園あたりの場合

- ・年次や季節によって時間が変わるので、園単位が良いと思う。
- ・活動内容やねらいによって、クラスごとに時間差が生じると予想するため。
- ・園全体で進めていくには園単位がよい。
- ・異年齢での活動が多く、職員も複数配置が可能となる。
- ・各クラスの指導計画や年長児は、自然体験活動以外のプログラムもあるため、園あたりの時間が良い。
- ・園の規模(園児の人数)にもよると思う。小規模では異年齢と一緒に活動することが多くなる。
- ・クラスごとに活動時間を設定すると、ノルマをこなすことになりがちで無理が生じる。園全体で活動時間を考えた方が負担感はないと思う。
- ・自然体験活動を量的に担保するためには、安全確保、保育士の子どもたちへの関わりの充実など活動時の職員体制を考えると園あたりがよいと思う。

(3) 県が自然保育の認証制度を設け、自然保育を推進することについての意見(自由記載)

【主な意見】

- ・自然との直接体験による学びが多いことから、自園でも自然体験活動を取り入れるようにしている。自然保育の推進に結びつく点についてはとても良いと思う。
- ・認定制度の創設により県独自の活動や取組が発信されることはとても参考になると思うが、同時に外に出ることによる危険もあるため、注意喚起をしていく必要があると感じている。
- ・自然体験活動を通して、子どもたちの様々な力を育成していくことは良いことだと思う。自園も年間カリキュラムの中に自然とのふれあいも入れている。今後内容を改善していく努力はしなければならないと思うが、これ以上、自然体験活動を行う時間を確保することは難しい。

(4) 活動対象児童は、基礎的な運動能力、会話（コミュニケーション）能力を勘案して、3歳以上を想定していることについての意見（自由記載）

【主な意見】

- ・危険も伴う活動もあるので、妥当だと思う。
- ・自分の力でやる活動が選択できたり、ある程度適切な行動がとれる、危険に対しての感覚が育ち始めることなどを考えると3歳以上を対象とすることが適切だと思う。
- ・3歳以上児での異年齢児活動にも取り組んでおり、一緒に体験するものの、活動の中心となるのは、4歳児と5歳児になる。
- ・3歳以上が妥当だと思うが、内容によっては、3歳未満児も可能だと思う。
- ・五感を働かせる活動は、3歳未満児にとっても大切である。

(5) 基準案の各項目に対する意見（自由記載）

項目	主な意見
目的	・ 県のめざす子どもの姿「遊びきる子ども」を目指す、ひとつの方法として自然保育があると考え る。「遊びきる子ども」＝自然保育のニュアンスにならないようにしてほしい。
活動計画及び 内容	・ 指導案に盛り込まれるために、年計・月案もまた求められるのか。保育士の事務量も簡素化でき るように努力しているが、さらに努力義務でなく、義務遂行となっていくのか。 ・ 屋外で活動する場を園庭以外に複数確保することについて、園の実情、活動形態から考えると難 しい園が多いのではないかと思う。
対象年齢	・ 2歳以上は、スクールバスを利用しており、自然体験ができるため、対象年齢を2歳以上として ほしい。 ・ 4・5歳児に限定してほしい。 ・ 3歳未満児も発達に合わせた自然体験を行えると思う。
活動時間	・ 活動時間は、各園の活動計画や取り組み状況に合わせて設定してもよいと思う。
活動時の職員 体制	・ 県内でも保育士が不足しているので、体制が組めない活動できないとなると計画段階から消極 的になりそうである。 ・ 子どもの人数にかかわらずの文言は、30人でも2人、15人でも2人ととらえやすので、20人以上 は3人以上と定めてはどうか。 ・ 子どもの人数にかかわらず保育者は2人以上とあるが、安全に豊かな体験をしようと思えば、そ れなりの人員が必要。子どもの人数に対してのより明確な基準がほしい。 ・ 職員に余裕がない職場が多いため、自然体験を戸外でのびのびとさせようと思うと、支援体制を 整えなければ実施が困難である。
質の担保	・ 外部研修も項目に入れるべき。
安全対策	・ 管理職（園長）対象の研修が必要である。 ・ 保育士の研修だけでは不安であり、専門的な知識のある人の派遣が必要である。 ・ 自然体験は大切な体験だと思うが、安全面の確保はなかなか困難だと感じる。 ・ 県で標準の安全対策マニュアルを作成してほしい。

(6) 基準案の項目以外についての意見（自由記載）

【主な意見】

- ・ 年間の時間数を週で計算することは難しく、細かな時間数で基準を設けるより、「している」  
か「していない」かの判断でよいのではないかと。地域によって、市街地にある園等は、なか  
なか時間を作りにくいと思う。
- ・ 自然とのかかわりはとても大切なことであり、いろいろな経験をさせていきたいと思うが、  
基準が細かく設定され、それをクリアしないといけないとなると、負担感を持ってしまう。  
時間数ではなく、どんな活動をしていくかが大切だと思うが、基準となるものが難しい。（危  
険を伴い、講習会や園内での研修は必要だと思う。）
- ・ 少しの傷、ケガをしても問題となる時代であり、安全面において保護者の理解が必要となっ  
てくると思うが、どのように理解を求めるかが疑問である。
- ・ 自然体験活動の報告書等、職員の事務仕事が増えないことを望む。

## 保育施設等の野外（自然）体験活動に関する追加調査結果の概要

### 1 調査対象

(中部地区)

- ・中部地区の保育所・認定こども園 51園
- ・回答数17園 [保育所6園、認定こども園10園] (回答率33.3%)  
(全体)
- ・保育所・幼稚園、認定こども園 208園
- ・回答数 109園 [保育所83園、幼稚園9園、認定こども園16園] (回答率 52.4%)

### 2 実施時期

平成平成28年11月18日～12月7日

### 3 調査結果の概要

前回調査を実施していなかった中部地区の保育所等を対象に再度調査を行った。

#### (1) 自然体験活動の週当たり（平均して）の活動時間の現状と少し取組を強化することにより可能となる活動時間

<少し取組を強化することにより可能となる時間の回答状況（全体）>

##### 【園単位】

1h～	2h～	3h～	4h～	5h～	6h～	7h～	8h～	9h～	10h～	11h～	12h～	13h～	14h～	15h～
3	4	11	10	5	12	2	13	3	4	5	8	1		5

##### 【クラス単位】

0.5h～	1h～	2h～	3h～	4h～	5h～	6h～	7h～	8h～	9h～	10h～	11h～	12h～
2	18	28	19	13	2	2		1	1	1		1

(参考：現状)

##### 【園単位】

0.5h～	1h～	2h～	3h～	4h～	5h～	6h～	7h～	8h～	9h～	10h～	11h～	12h～	13h～	14h～	15h～	16h～	17h～	18h～
1	10	9	16	7	4	14	6	9	5	4	2	4			1			1

##### 【クラス単位】

0.3h～	1h～	2h～	3h～	4h～	5h～	6h～	7h～	8h～
7	35	21	17	7	1	1		3

#### (2) 活動時間の基準を設定した場合、適当と考える活動時間の単位

N=100

クラス（年齢ごと）あたり	40施設	40.0%
園あたり	49施設	49.0%
その他	11施設	11.0%

#### (3) 基準案の項目に対する意見

項目	主な意見
活動計画及び内容	・「屋外の活動をする場所は園庭のみとせず、複数確保すること」の条件は、ややハードルが高いように感じられる。園の実態に沿って柔軟な活動ができるような方向がよい。
活動時の職員体制	・活動内容により職員数は違ってくるが、安全管理のためにも2人以上は必要である。
安全対策	・「安全な移動手段を恒常的に確保すること」の意図する内容がわかりにくい。

## 参考資料 1 2

### 鳥取県附属機関条例（抜粋）

#### （趣旨）

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

#### （設置）

- 第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。
- 2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。
- 4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

#### （組織）

- 第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

#### （委員）

- 第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。
- 2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### （会議）

- 第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。
- 3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

#### （部会等）

- 第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。
- 2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。
- 3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

#### （雑則）

- 第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

#### 別表第1

名称	調査審議する事項
とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項

## 参考資料 13

### とっとり型の保育のあり方研究会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり型の保育のあり方研究会（以下「研究会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (研究会の所掌)

第2条 これまで本県が先進的に取り組んできた子育て支援施策の成果と課題をとりまとめ、鳥取県の特色を活かした保育・幼児教育の方向性・あり方を研究し、今後の本県における事業展開や国への制度改正に係る提言等を行う。

#### (組織)

第3条 研究会は、委員15人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、児童の保護者、保育・幼児教育の関係者、市町村の職員及び保育施策等に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (庶務)

第5条 研究会の事務は、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課が所掌する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、研究会が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。